

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第4号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 会計年度任用職員には、報酬、通勤手当相当額報酬、割増報酬及び期末手当（以下「報酬等」という。）を支給する。

(報酬等の支払)

第3条 報酬等は、現金で、直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振込等の方法により支払うことができる。

(報酬の額)

第4条 任命権者は、会計年度任用職員の受ける報酬の額を、62,000円を超えない範囲内において日額で定めるものとする。ただし、任命権者が必要と認めた場合は、8,000円を超えない範囲内において時間額で定め、又は356,000円を超えない範囲内において月額で定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により報酬の額を定めるときは、会計年度任用職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

3 前2項の規定により報酬を受ける会計年度任用職員の職及び報酬の額は、規則で定める。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、当月分を翌月の初日から末日までの日のうち規則で定める日に支給する。

- 2 日額による報酬は、当該会計年度任用職員の勤務日数に応じてこれを支給し、時間額による報酬は、当該会計年度任用職員の勤務時間に応じてこれを支給する。
- 3 月額による報酬は、当該会計年度任用職員が会計年度任用職員となった日から支給し、当該会計年度任用職員が退職し、又は失職した場合はその日まで支給する。ただし、当該会計年度任用職員が死亡した場合に報酬を支給するときは、その月の末日を退職した日とみなす。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。この場合において、当該報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、月額による報酬は、当該会計年度任用職員が月の初日から末日までの間に一度も勤務しなかったときは、当該月分を支給しない。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第6条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 日額による報酬 報酬の日額を当該会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間で除して得た額
- (2) 時間額による報酬 報酬の時間額
- (3) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じて得た額を、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額

(報酬の減額)

第7条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(通勤手当相当額報酬)

第8条 会計年度任用職員に対する通勤手当相当額報酬は、給与条例第15条に規定する通勤手当の例により支給する。

(割増報酬)

第9条 あらかじめ当該会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を割増報酬として支給する。ただし、その勤務を規則で定める期間内にした場合には、本文に規定する支給の割合に100分の50を加算するものとする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が1か月について60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、前項の規定による勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を割増報酬として支給する。ただし、その勤務を前項ただし書の規則で定める期間内にした場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を割増報酬として支給する。

4 宿日直勤務を命ぜられた会計年度任用職員には、その勤務1回につき、9,150円（病院に勤務する医師が行う宿日直勤務にあつては、31,500円）を超えない範囲内において、規則で定める額を割増報酬として支給する。

5 前項の勤務は、第1項から第3項までの勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第10条 給与条例第22条から第22条の3まで（第22条第3項、第5項及び第6項を除く。）の規定は、規則で定める基準を満たす会計年度任用職員に対する期末手当について準用する。この場合において、第22条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「規則で定める報酬の額」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

（特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等）

第11条 第2条から前条まで（第3条及び第6条を除く。）の規定にかかわらず、任命権者が職務の性質上これらの規定により難いと特に認める会計年度任用職員の報酬等については、給与条例の適用を受ける職員の給与との権衡、職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定めるものとする。

（報酬等からの控除）

第12条 毎月報酬等を会計年度任用職員に支給する際、その報酬等から給与条例第5条第10号から第12号までに掲げるものを控除することができる。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第13条 会計年度任用職員が職務のために旅行したときは、その旅費を弁償する。

2 前項の規定により弁償する旅費は、大和市職員の旅費に関する条例（昭和37年大和市条例第4号）の規定により支給する旅費の例による。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。